

連帯はばたき

連帯ユニオン
関西ゼネラル支部
宣 伝 部

第23号
2020. 7.

明るく・楽しく・元気に活動し、産業別労働運動を確立しよう！

6.21 シンポジウム 主催:労働組合つぶしの弾圧を許さない実行委員会 ～今、見逃せない労働組合弾圧～



学働館で行われたシンポジウムは、インターネットでも動画配信され、多くの方が参加した。関生弾圧の本質を理解し、社会運動を抑え込もうとする勢力とどう立ち向かうかを考える場となった。

弁護士の永嶋靖久さんは、これまでの裁判の中で見えてきたことは、警察や検察が労働組合をどのように見ているかである。警察や検察は、労働組合は「企業内で組織し、企業内で活動するもの」だとして、そこからはみ出た活動は労働組合活動ではない、と決めてかかってきた。だから、企業の枠にこだわらず中小企業を組織し、労使が協力してセメント価格の適正化をはかる関生支部の運動路線そのものをつぶそうとしていることが弾圧の背景と指摘した。

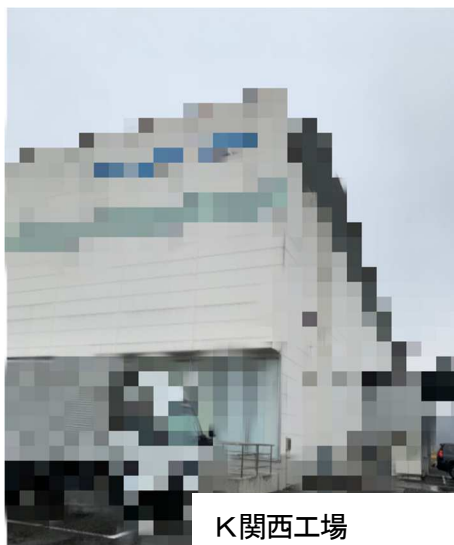
弁護士の亀石倫子さんは、これまでに担当したダンスクラブ、入れ墨彫師の弾圧から、警察や検察は排除しやすいところから排除する、世の中から良く思われていないので排除しても誰も声を上げないと思っている。今回の関生弾圧は、世間に労働組合の活動や役割が十分に知られていなかったことにある。弾圧を跳ね返すために、裁判費用をインターネット上で不特定多数から資金を募る『クラウドファンディング』で賄った件を例に挙げ、「世論を巻き込もう」と述べた。

ジャーナリストの竹信三恵子さんは、今回の弾圧でもメディアは、警察や検察の発表を鵜呑みにした情報を流した。右派勢力などもインターネット等を通じて関生の誤情報をいろいろと流布し、関生弾圧が自業自得であるかのような風潮をつくってきた。竹信さんは「メディアは第二の現実」と言う。広い世の中の事象について、ほとんどのことはメディアを通じてしかわからない。メディアを抑えられてしまうと、事実と異なる悪評を流される危険がある。

立命館大名誉教授の吉田美喜夫さんは、関生型労働運動は非正規雇用が増加する現在においてこそ、新たなモデルケースになる。どんなに素晴らしい運動も、それを理解してもらわなければ周囲の人々の監視の目も働かず、体制によって容易に弾圧されてしまう。常日頃から自分たちの活動を、より広く知らせなくてはならない。今回の弾圧を通じて、それを我々の教訓としていきたい。

最後に、武委員長と湯川副委員長が元気な姿でビデオレター登場し、シンポジウムを終えた。

まるで堰を切ったように 職場の矛盾を糺した K 分会



K 関西工場

会社は山崎製パンや不二家の包装材を印刷しています。私は、36 歳で営業として入社し、2011 年に大阪工場と名古屋工場が三重・伊賀に移転統合して関西工場となり、それに伴い伊賀に単身赴任しました。今年で勤続 24 年、60 歳で定年退職と決めていました。

ブラックな会社になされるがまま

会社は、サービス残業や休日出勤が当たり前で、親の葬儀で忌引きするとボーナスが十数万円引かれました。有給休暇で休むとボーナスが減額されました。結婚した女性社員、35 才を超えた製造社員、有給休暇で休む社員たちがパワハラで依願退職に追い込まれました。自己都合退職は、積み立てた退職金の 30%、50%しか支払われません。

12 年位前、先輩が解雇され連帯ユニオンに加入し、解雇撤回・職場復帰しました。先輩に組合加入を勧めたことが会社にバレて、私は営業から現場へ配転、重労働、ボーナス減額、役職者の恫喝・社員の無視など様々な嫌がらせを受けました。

いやがらせに負けじと踏ん張った

最悪の環境でしたが、取引先の人達と土日の休みに趣味の木工、ステンドグラス作り、バンド活動、バイク等の交流があり、大きな支えとなりました。工場勤務は、始業の 1 時間位前に出社し、作業場に一番入りました。他部署の雑用も進んでしていると、社員との会話も生まれ「ありがとうございます」と言われるようになりました。

組合加入で反撃に転じる

定年退職まであと 4 カ月の時点で組合加入しました。私は職場で工場長に要求を突き付け、組合は本社に分会要求書を提出しました。すると、コロナの影響で団体交渉が実現しない間にも、会社が次から次にと要求を認めました。

他の定年退職者が今まで泣き寝入りしてきた①転勤先から大阪に帰る引っ越し代金を会社が負担する、②20 年勤続表彰の特別休暇 5 日間（知らされなかった）を 2 年経過していたにもかかわらず認めました。さらに、③共済会の公平な執行に加え、④作業場、食堂のクーラーを快適な温度にする、ことも認め改善しました。

そして、6 月 18 日の団体交渉で、⑤過去分の早朝出勤の賃金支払い ⑥交代勤務手当（1 日 1400 円×出勤日数）を割増賃金の基礎となる賃金に算入する、ことを認めました。

これら勝取った成果が職場に残るかは疑問です。何せ一人組合なので、私が退職すると組合が消滅してしまいます。

K の社員は泣き寝入りせず、勇気をもって立ち上がる事が大事です。自分の人生を腐らず誠実に、人らしく、労働者として生きる事が大事だと思います。



工場内の K 大明神

階級的自覚を奪い取るギグ・ワーク

《ギグ・ワークって何?》

日本では、「ギグ・ワーク」という言葉がまだ定着していないためか、曖昧な意味で使われています。「フリーランス」はプロジェクトに参加する長期の契約で、「ギグ・ワーカー」は単発で仕事を請け負うというようなことも言われますが、あまり正確ではありません。現状で言えるのは、「労使契約を結ばずに、ネットで空き時間に単発仕事を請け負う人」という辺りでしょうか。



最近、フードデリバリーサービス企業ウーバーイーツ労働者の複数のグループ・集まりに顔を出してみた。職場の同僚と呼べる人がいないウーバーイーツでは、こういったグループを自発的につくらないと仕事について話し合う場がない。

そこで話されていたのは、兼業している電子マネー会社で雇用関係のない飛び込み営業の話やインターネットのサイト勧誘事業の話、中にはマルチの勧誘話も……。有名な起業セミナーの出身者もいて、どのようにして起業で成功するかということが話題の中心となっていた。皆が起業家志望であった。

このグループ・集まりだけではない。ウーバーイーツに関連する Twitter アカウントや youtube 動画を見ても、起業家志望者が多く、自分が事業主としての自覚を持つことを熱弁する言説が数多く並んでいる。・・・夢を追うこと自体は悪いことではないが。

しかし、ウーバーイーツは配達先も選べないし、会社相手に仕事内容の交渉もできない、どう考えても対等な取引関係なんかではなく、それ自体は雇用関係である。しかし、ウーバーイーツ労働者の中でも、自らを事業主だといい聞かせ、事業主としての意識を他人に強要し、そこに順応するように仕向ける者も多い。

東京のウーバーイーツ労働組合の Twitter アカウントに対しても、そういった事業主意識の強い人たちが、「仕事を選んだお前の自己責任」とか「対立ではなく融和が事業のあるべき姿だ」といった階級的利害を無視したお説教を並べている。

ギグ・ワークの流行は、ちょうど非正規労働が「フリーター」という名で「自由な時間の使い方」と喧伝され、「夢を追う人のための働き方」と注目を集めていたこととよく似ている。しかし、フリーターは雇用関係を否定していない。そこからさらに悪化しているのがギグ・ワークである。

待遇に差をつけながらも雇用関係は存在していたフリーター、雇用関係があやふやになった派遣社員、その次に到来したのが雇用関係を完全に放棄し、事業主として扱う偽装請負やギグ・ワークである。

現在では非正規雇用は常態化し、フリーターと非正規労働者は同義語となっている。ギグ・ワークの将来はどうなるだろうか。労働者にとって働きやすい、働きがいのあるものにするためには、階級の自覚による権利獲得が必要である。

(ウーバーイーツユニオン準備会)

大建技術コンサルタンツは 組合員排除をやめろ！

休業明けの初日に営業部への異動辞令

大建技術コンサルタンツ分会のAさんは、CADオペの求人に応募して採用され、入社以来4年にわたってCADオペの職務に従事してきました。ただ、極めて低賃金で、手取り額では13万に満たない賃金。そこで、組合は1年半にわたりAさんの基本給アップなどを求めて会社と交渉してきました。

そんな中、Aさんは、5月13日から6月20日まで、在宅勤務ないし休業を命じられました。会社には35名の社員がいますが、その中でただ一人です。会社は「CADオペの職務がほとんどないので、来てもらってもやってもらう仕事がない」、「Aさんだけでなく、CADオペの職務に従事している派遣社員も休業してもらっている」と説明していますが、到底納得できません。

35名の社員の中で、派遣社員を除けばAさんただ一人だけが休業というのはどう見ても異様だと思います。しかも、その間は賃金6割支給。手取りにすれば6〜7万円にしないとおもわれます。

しかも、会社は、Aさんが休業明けで初出勤した6月22日に、突然営業部への異動辞令を出したのです。

営業部での仕事って？ 役所での名刺配り、直行直帰・出社の必要なし

営業部への異動後、Aさんが命じられた仕事は、役所での名刺配りです。毎日毎日、大阪、兵庫、奈良、和歌山などの役所を回って、名刺を置いてくるだけの仕事。それも、車ではなく、電車・バスで移動。炎天下でも雨の日でも、駅やバス停から、場合によってはそれなりの距離を歩いて、役所に行き、名刺を置いてくるだけです。

しかも、会社は、直行・直帰で出社の必要なしといえます。長期にわたって35名の社員の中で一人だけ休業、しかも復職しても直行・直帰で出社の必要なし〜会社は結局Aさんを職場から排除したいだけではないかと感じます。

「CADオペ業務ではなく、営業業務に従事してもらおう」〜話が違ふんじゃない？

会社は、団体交渉の中で、「新型コロナの影響でCADオペの職務が減少しており、来てもらってもやってもらう仕事がない。出社するのなら営業の業務もやってもらいたい」という説明をしていました。私たちもそれはやむを得ないと考え、「CADオペの職務がないときは、営業であれ設計補助であれ、手伝う」と答えました。つまり、あくまでCADオペの職務を中心としながら、手が空いた時は他の部署を手伝うということです。

ところが、休業明けの復職初日に、いきなり営業部への異動辞令です。その上、「今後は、CADオペ業務ではなく、営業業務に従事してもらおう」というのです。本当にCADオペの職務がないのかも疑問ですが、仮に新型コロナの影響で減少しているのが事実だとしても、今後またCADオペの職務も増えていくでしょう。それなのに、なぜ「今後は、CADオペ業務ではなく、営業業務に従事してもらおう」ということになるのでしょうか？ 私たちには、CADオペの仕事が減ったというのは口実で、Aさんを職場から排除するために異動させたとは思えません。

不当労働行為を行う会社は絶対に許さない！

組合は、週1〜2回のペースで会社への要請行動を行っています。会社が不当労働行為をやめ、Aさんへの異動辞令を撤回するまで行動します。組合員も有給を取ってご協力をお願いします。

また、組合は、会社の不当労働行為について大阪府労働委員会で争っています。団交拒否・不誠実団交については調査がほぼ終わり、8月20日に審査計画策定が予定されています。Aさんの職場からの排除についても、近々不当労働行為救済申立てをします。

これに合わせ、組合では、会社の主な取引先である地方公共団体にも要請活動を行います。7月15日には大阪市契約管財局と面談する予定です。他の自治体にもアポをとって要請に行きます。会社の不当労働行為が認定されたなら、入札停止も含めて強く要請するつもりです。

不当労働行為を行う会社は、絶対に許せません。とことん闘いますので、ご協力をお願いします。

憲法28条無視の労働組合つぶしを許さない！ 関生弾圧 反転攻勢へ

憲法違反の保釈条件を撤回させ 組合活動の自由を取り戻そう

署名の趣旨 組合事務所
への立ち入り、組合員同士の
接触を禁止する保釈条件の撤
回を求める

署名の宛先 大津地裁と和歌山地裁
集 約 7月31日（組合必着）

2018年8月の不当逮捕から640日以上にわたり勾留されていた関生支部の委員長、副委員長がようやく保釈されました。しかし、保釈にあたって裁判所は、委員長、副委員長のみならず多くの組合員に対して、①組合事務所や関連施設に一切立ち入ってはならない②組合員同士が面接、電話、文書、メール、その他一切接触してはならない などとする保釈許可条件を付けています。

このため、保釈されたといえ、組合の執行委員会や中央委員会などの機関会議、また日常的な組合活動に一切参加することができ

ず、組合員と会うことすらできない状態を強いられています。政治的軟禁状態といっても過言ではありません。

このような保釈許可条件が、団結権・団体行動権を保障する憲法第28条に違反するとともに、ILO（国際労働機関）結社の自由委員会の*先例法理にも違反することは明白です。この保釈許可条件そのものが、一連の弾圧事件が関生支部の弱体化を目的に仕組まれたことを示しています。

*先例法理

その人の属する労働組合が活動し、またその人が通常の労働組合活動を行っている区域への立ち入り禁止を伴って、人の移動の自由を限られた区域に制限することは、結社の自由の正常な享受、及び、労働組合活動を行う権利の行使に合致しない。



20 春闘を総括 業種別部会&第2回支部委員会

組合員は、働きやすい職場で働きたい！働きがいのある職場で働きたい！と思っています。関西ゼネラル支部はそんな職場を創ります。春闘で労働条件を一つずつ改善し、春闘を積み重ねる中で実現していきます。春闘で、どんな改善が図られたのか、組合員の満足度は高まったか、また積み残した課題は何かと、20春闘を総括し、21春闘を展望します。

20春闘に取り組んだのは、わずか28組合員・16分会です。春闘は職場活動そのもの、日々の職場における組合員の動きが基底になります。職場に労働組合の存在を大いにアピールし、労働組合の影響力を拡大していきましょう。



業種別部会（全組合員が対象）

日 時 8月23日（日）10時～12時
会 場 学働館4F

第2回支部委員会（分会代議員が参加）

日 時 9月6日（日）10時～12時
会 場 学働館4F

弾圧裁判

国家損害賠償請求裁判第1回公判 7/3 延期⇒8/21（金）東京地裁



大阪地裁 7/30（木）10時 大阪第2次弾圧事件（委員長）

9/30（水）10時 大阪第1次弾圧事件

10/8（木）10時 **大阪第2次弾圧事件（N・Y）・判決**

京都地裁 8/6（木）14時 加茂生コン弾圧事件

大津地裁・和歌山地裁は未定

ネットワーク会議

8月は中止→ 8/23（日）業種別部会の充実を図ります

組合規約 ≪第2節 支部委員会≫

第13条 支部委員会は、役員と支部委員で構成し、年2回以上開催する。

1 支部委員は各分会より1名ないし若干名選出する。